

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	()
担当部課名	財務部	納税	課	
事務事業名	全期前納報奨金		事業コード	

1 総合計画における位置づけ

政策名	第 章	事業開始年度
基本施策名	第 節	~ 63
施策名	第 施策	年度

2 実施根拠及び関連法令等

地方税法 321条・365条 市賦課徴収条例 42条・61条

3 事業概要

(1) 事業の目的 市の財政基盤の強化と財政の効果的運用を図るための税収の早期確保。 納税者の納税意識の高揚を図ること。 納期前に納付されたことに対する金利面を考慮する。		(2) 対象(誰、何) 市県民税(普通徴収)・ 固都税(償却含む)の納 税者 対象 数 市県民 121,170件 固・都 175,792件	
(3) 平成13年度事業の内容 全期前納報奨金に対し、市税の早期確保を図る。 対象税目 市県民税(普通徴収) 固・都税(土地・家屋) " (償却資産) 交付率 0.5 / 100 交付限度税額 10万円(期別税額) 交付限度額 5,000円		(4) 総合計画・実施計画における概要 制度創設時の目的は達成させられている。 税の公平性のうえから制度の廃止に向けた検討(廃止 目標 = 平成15年度) (5) 個別計画の概要 計画名 計画年次 年度 ~ 年度 税収納率等総合的に勘案した上で廃止年度を検討す る。	

4 評価指標

指標名	報償金交付件数の推移	報奨金取扱税額(納税額)の推移	税収納率の推移
指標式	交付件数 / 対象件数	取扱税額 / 対象税額	税収入 / 調停額
指標設定の意図	取扱件数割合により、納税意識を計ることができる。	税収の早期確保及び効果的な財政運営状況を把握することができる。	税の収納率が納税意識の高揚及び報奨金制度の影響を見ることができる。

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	51.9	50.1	a 49.4	b 50.5	50.0	
指標	42.6	40.5	c 41.1	d 40.8	41.0	
指標	97.2	97.2	e 97.2	f 97.3	97.3	
事業費	決算(予算)額	506,660	190,139	196,354	200,000	200,000
	人員・時間数	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人	1.0人
	人件費	9,000	8,850	8,420	8,420	8,420
	その他経費	0	0	0	0	0
	合計	515,660	198,989	204,774	208,420	208,420
特定財源	36,591	13,174	13,434	13,308	13,464	

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか														
評価 B ▼	A:達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 99.5%												
	B:一部達成していない(100%> 80%)													
	C:達成していない (80%>)													
a	49.4	b	50.5	$\times 100 = 97.8\%$	c	41.1	d	40.8	$\times 100 = 100.7\%$	e	97.2	f	97.3	$\times 100 = 99.9\%$
理由:	市税の早期確保がされ、市の財政基盤の強化と効果的な運用は図られた。目的の達成はおおむねされた。													

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 B ▼	A:適応している	理由:	財政運用の面を考慮したうえでも、税の公平性の観点から現状には適応しない。
	B:一部適応していない		
	C:適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A:妥当である	理由:	評価指標では指標名として設定しなかった。金利面の試算において、費用対効果は妥当といえる。
	B:一部妥当でない		
	C:妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A:代替の可能性ない	理由:	制度自体に不公平感がある以上、代替事業は考えられない。
	B:代替の可能性低い		
	C:代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A:満足できる	理由:	対象者の約5割の方が利用されている点で満足されているものの、一部では交付率に不満がある。
	B:一部満足できない		
	C:満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 B ▼	A:有効である	理由:	税の早期確保による効果的な財政運用にはなるが、直接的に施策につながることは考えられない。
	B:一部有効である		
	C:有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明: 税の公平性を度外視し、税財政の効果的な運用から交付率のアップ</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明:</p>

7 総合評価

評価 A ▼	他自治体の類似事業との比較	県下19市中、この制度を実施しているのが、横浜市ほか4市である。他の市は、ここ1,2年間に廃止された。(理由:税の公平性を保持する。)	
		<p>今後の進め方</p> <p><input type="checkbox"/> 継続</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 見直し</p> <p><input type="checkbox"/> 廃止</p> <p><input type="checkbox"/> 完了</p>	<p>説明</p> <p>税の公平性を争点とするならば、早期に廃止すべきであるが、納税者への意識高揚及び効果的財政運用面からは廃止(時期)の見直しが必要。</p>

8 二次評価における変更点

--